

(別記3)

### 個人情報の第三者提供に関する事前同意の確認

当健康保険組合の給付関係や医療費通知等は、法改正後も実施内容に変更はありませんが、本人の同意が必要となるため、下記事項については事前に同意頂き、現状の枠組みを維持しサービスの低下にならないように努めます。

- ① 高額療養費を本人の申請に基づかずに事業主経由で自動支給すること
- ② 付加給付費を本人の申請に基づかずに事業主経由で自動支給すること
- ③ 医療費通知を世帯まとめて事業主経由にて被保険者に送付すること

これらの事例については、組合規定でも規定されており永く実施されている方法でもあり、被保険者および事業主並びに健保組合にとって便宜となるものです。

現状でも個人情報の保護は遵守されており、特に問題がないことですが、法改正により本人の同意が必要になるため、本紙面において特に問題がなければ同意されたものとみなします。